

第三者行為でケガや病気をしたときは 後期高齢者医療保険に届け出を!

第三者 行為とは



傷害事件に巻き込まれた



他人の飼い犬にかまれた



他人の落下物に当たった



第三者が起こした行為により負ったケガ等の治療で保険証を使う場合には届け出が必要です。必ずお住まいの市町村の

後期高齢者医療担当窓口に届け出をしてください。

届け出方法は裏面「届け出のしかた」をご覧ください。



保険証が使えない場合もありますので
ご注意ください。詳しくは裏面をご覧ください。



※後期高齢者医療保険は75歳以上(一定の障害があると認定された場合65歳以上)の方が加入する医療保険です。

◎ 茨城県後期高齢者医療広域連合
TEL.029-309-1214

届け出の しかた

- 1 まずはお住まいの市町村の後期高齢者担当窓口にご連絡ください。
- 2 必要な書類をご案内します。
(事故状況によって必要な書類が異なります。)
- 3 書類をご記入・ご準備のうえ、お住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口にご提出ください。



なぜ市町村への届け出が必要か？



届け出がされないと本来加害者が負担する分を後期高齢者医療保険が負担することになります。届け出が遅れた場合も、後期高齢者医療保険から加害者への請求が遅れ、医療費などを回収できない可能性が高まります。いずれの場合も後期高齢者医療保険の負担が増し、加入者の保険料増加にもつながってしまいます。第三者行為にあったときは必ずお住まいの市町村後期高齢者医療担当課へ届け出をしてください。

こんなとき…保険証が使えません！

仕事中や 通勤中の事故



労災保険の対象となります。

飲酒運転や無免許運転などの不法行為



後期高齢者医療保険の給付が制限されてしまいます。

示談を済ませてしまつたとき



示談内容によっては保険証が使えなくなります。